

記事詳細 地域ファイル(行政・財政／環境・自然)

塗装した色彩が景観法に違反 長崎市役所別館

2013/04/06 10:52 長崎(長崎新聞)

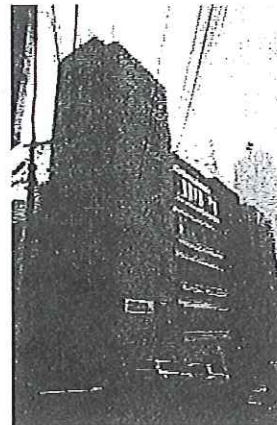
長崎市役所桜町第2別館の外壁改修工事(1～3月)で、塗装した色彩が景観法に違反し、工事過程の手続きも市景観条例に違反していたことが5日、分かった。市は4月下旬にも約130万円かけて違反部分約400平方メートルを塗り直す。余分な出費は市民の批判を浴びそうだ。

現場は景観法に基づき市景観計画で定めた「一般地区」。景観に影響を及ぼす恐れのある行為に対し、規定通りになるよう誘導することになっている。

市建築課によると、第2別館は鉄筋コンクリート地下1階地上5階建てで、同課などが入る。改修工事は外壁の補修とともに、建物を茶と薄緑の2色に塗り分けた。事業費約1300万円。

同課は2月に「一般地区」で規定された基準内の2色を市まちづくり推進室に通知して承を得た。しかしその後、通知した茶色が少し濃いと判断。色を明るくして基準外となる色で塗装した。さらに、通知した事項を変更する際に市景観条例で義務付けられた変更通知書の提出を怠っていた。工事完了後に同室が違反を指摘し発覚した。

手直し工事は、周囲に調和した色で2度塗りする予定。山北守課長は「内部のチェック態勢が不十分だった。手続きにもミスがあり申し訳ない」と話している。



長崎市役所桜町第2別館のうち景観法違反などのため塗り直すことになった手前の茶色の棟＝長崎市桜町

当初から基準外の色

市別館 違法塗装 市長「処分も検討」

長 崎

長崎市役所桜町第2別館の外壁の色が景観法に違反している問題で、市建築課は12日、違法な塗装に至った経緯に事実誤認があったと発表。田上富久市長は同日、定例会見で「しっかりと調査を進め（職員が）処分も含め対策を決める」と述べた。

同別館があるのは、景観法に基づく市景観計画で定めた「一般地区」。同課は

これまで、基準内の茶と薄緑の2色を市まちづくり推進室に通知後、担当者が茶色の明度を上げた基準外の色を業者に指示したと市議会などに報告していた。

しかしその後の調査で誤認が判明。同課は当初の決裁で茶色を色見本で確認せず基準外の色で業者に指示。同室に色を通知した際に基準外を指摘され、その場で基準内の色に修正通知

したが、業者への変更指示を怠ったという。山北守課長は「担当者が変更を指示しなかったのは、業者の負

担を考え言いにくかったようだった」と述べ、調査不足とともに陳謝した。

（山田貴己）